国民年金の種別と手続き

◎国民年金の種別

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。国民年金の加入者の種別は次の3種類です。

○第一号被保険者…自営業者・学生等

○第二号被保険者…厚生年金等に加入しているサラリーマン等

○第三号被保険者…第二号被保険者に扶養されている配偶者

◎年金の手続き

第二号被保険者と第三号被保険者の年金の手続きは、勤め先の事業主が行います。

第一号被保険者の年金の手続きは、自身で行う必要があります。

第二号被保険者が60歳未満で退職したときは、第一号被保険者になるための手続きを市役所で行ってください。（手続きには①印鑑、②資格喪失証明書等、③年金手帳が必要です。）

◎第三号被保険者が60歳未満で、①配偶者の退職、②本人のパート等収入の130万円以上への増加、③配偶者の死亡、④離婚、などの理由で被扶養配偶者でなくなると、第一号被保険者になります。

必ず市役所で手続きをしてください。

本 保険医療課☎(21)2134
大 生活環境課☎(43)9216
藤 生活環境課☎(62)0903
都 生活環境課☎(29)1102
西 生活環境課☎(92)0307
岩 生活環境課☎(55)7762

国民健康保険認定証の更新

現在交付している「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月31日で有効期限が切れます。

平成26年度の認定証の申請手続きは8月1日から受け付けです。

＊なお、認定証は申請月の1日から有効のものが交付されます。

●限度額適用認定証

◇対象　70歳未満で国民健康保険税に未納がない、住民税課税世帯

●限度額適用・標準負担額減額認定証

◇対象　①70歳未満で国民健康保険税に未納がない、住民税非課税世帯

②70歳以上の住民税非課税世帯

◇共通事項

認定証を病院に提示すると、同じ診療月の1医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

◇手続きに必要なもの

・国民健康保険被保険者証

・印鑑

・有効期限の過ぎた限度額適用認定証、または限度額適用・標準負担額減額認定証

本 保険医療課☎(21)2131
大 生活環境課☎(43)9216
藤 生活環境課☎(62)0903
都 生活環境課☎(29)1102
西 生活環境課☎(92)0307
岩 生活環境課☎(55)7762

国民健康保険高齢受給者証の更新

「国民健康保険高齢受給者証」（70歳以上75歳未満の国民健康保険の方に交付）の有効期限は7月31日です。新しい高齢受給者証を7月下旬に送ります。

なお、3割負担の方（課税所得145万円以上の方およびその世帯に属する方）でも、平成25年中の収入によっては2割（昭和19年4月1日以前生まれの方は1割）負担に変更できる場合があります。

①高齢者単身の世帯

収入合計383万円未満

②高齢者複数の世帯

収入合計520万円未満

該当する方は、収入額を確認できる書類、国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、印鑑をお持ちのうえ、7月31日（木）までに窓口へお越しください。

本 保険医療課☎(21)2131
大 生活環境課☎(43)9216
藤 生活環境課☎(62)0903
都 生活環境課☎(29)1102
西 生活環境課☎(92)0307
岩 生活環境課☎(55)7762

児童扶養手当の現況届の提出

毎年8月に、現況届の提出が必要です。提出がない場合は、8月分からの手当が受給できなくなります。

また、2年間現況届が未提出の場合は、時効により受給資格がなくなりますので、全部支給停止の方も必ず提出してください。

なお、受給資格者には個別に通知を送ります。

◆提出期間

8月5日（火）～8日（金）

◆提出場所

栃木地域　本 こども課

大平地域　大 健康福祉課（ゆうゆうプラザ内）

藤岡地域　藤 健康福祉課

都賀地域　都 健康福祉課

西方地域　西 健康福祉課

岩舟地域　岩 健康福祉課

※他の地域には書類の用意がありません。必ずお住まいの地域でお手続きください。

本 こども課☎(43)2221
大 健康福祉課☎(45)1788
藤 健康福祉課☎(62)0904
都 健康福祉課☎(29)1103
西 健康福祉課☎(92)0312
岩 健康福祉課☎(55)7759

児童手当の現況届は提出しましたか？

児童手当の現況届は6月中に提出していただくことになっています。まだ提出をしていない方は至急提出してください。

◇提出場所　本 こども課・各総合支所 健康福祉課

本 こども課☎(21)2222
大 健康福祉課（ゆうゆうプラザ内）☎(45)1788
藤 健康福祉課☎(62)0904
都 健康福祉課☎(29)1103
西 健康福祉課☎(92)0312
岩 健康福祉課☎(55)7759

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

受付期間　7月1日（火）～10月1日（水）

該当すると思われる方には、すでに申請書を郵送してあります。
不明な点は、問い合わせください。

臨時福祉給付金については　本 社会福祉課 ☎0282（20）7710
子育て世帯臨時特例給付金については　本 こども課 ☎0282（21）2222

子どもの定期予防接種を受けましょう!!

［予防接種の種類］

●麻しん風しん混合予防接種（2期）

●二種混合予防接種（ジフテリア・破傷風）

［定期予防接種とは］

予防接種法に基づく予防接種は、受けるよう努めなければならないとされているものです。定期対象内は無料（全額公費負担）で受けられます。

［予防接種ごとの対象者］

★対象者へは、通知書と予診票を4月に個別通知しています。

接種期限

平成27年3月31日まで

●麻しん風しん混合（2期）

【接種期間】小学校就学前（年長児）の1年間

平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれのお子さん

●二種混合（ジフテリア・破傷風）

【標準的接種期間】

小学校6年生の1年間

平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれのお子さん

［受け方］

【接種場所】市内協力医療機関での個別接種

※各自事前予約が必要

【持ち物】

・母子健康手帳

・予診票（必要部分を記入した上で）

［その他］

【県内他市町の医療機関で接種を希望の場合】

何らかの理由で県内他市町の医療機関で接種を希望される場合は、定期予防接種の県内相互乗り入れ事業の対象となるか確認が必要です。事前に最寄の問合先へ連絡ください。

【県外の医療機関で接種を希望の場合】

何らかの理由で県外の医療機関で接種を希望される場合は、依頼書の提出が必要になります。事前に最寄の問合先へ連絡ください。

※上記以外の予防接種に関する質問がありましたら、同様に問合先へ。

本 健康増進課☎(25)3511
大 健康福祉課☎(45)1788
藤 健康福祉課☎(62)0904
都 健康福祉課☎(29)1103
西 健康福祉課☎(92)0311
岩 健康福祉課☎(55)7781

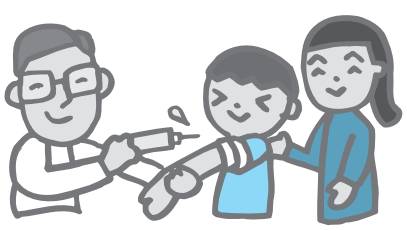

国保人間ドック費用の一部助成追加募集

国保人間ドック費用の一部助成の申込期間が終了しましたが、定員に満たなかったため、追加募集をします。

○共通事項

・人間ドック等を受診される方は、本庁及び各総合支所の国保担当窓口、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府公民館にある（市ホームページからダウンロード可）「平成26年度国民健康保険人間ドック等検診申請書」に記入をし、郵送、FAXで申込みをしてください。結果通知が届いてから、検診機関に希望の受診日を各自予約して、市から郵送された人間ドック検診券と国保の保険証等をお持ちになって受診してください。その際に自己負担額をお支払いください。

・人間ドック等の検診は、市が指定した検診機関で受診してください。

※市が指定した検診機関以外で受診した場合は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。

日　　程　1日（日帰りコース）及び1泊2日（宿泊コース）
健診期間　平成27年3月31日まで
対　　象　次のすべてを満たす方
・国民健康保険の被保険者で35歳以上75歳未満の方
・国民健康保険税を完納している世帯の方
・特定健診を受診しない方
検診項目　○一般検診
身体計測／視力／循環器系／胃腸管系／腎機能／血液検査ほか
○脳検診
身体計測／視力／循環器系／頭部MRIほか
検診機関　下都賀総合病院、とちの木病院、下都賀郡市医師会病院、西方病院、獨協医科大学病院、自治医科大学検診センター、大岡メディカルクラブ、慶友健診センター、宇都宮記念病院、栃木県保健衛生事業団、佐野厚生総合病院、佐野医師会病院、佐野市民病院（予約状況で、予約が取りづらいことがあります。各医療機関に確認ください。）
費　　用　（自己負担額）
37,800円～70,200円から市助成額（検診費用の1／2相当額で3万円を限度）を引いた額（助成は年度内1人1回）
定　　員　50人
申 込 み　8月4日（月）～11日（月）に①又は②で 本 保険医療課へ
① 郵送　〒328-8686（住所不要）
栃木市役所　保険医療課　保険担当（8月11日（月）必着）
② FAX（21）2679（8月11日（月）必着）

※定員を超えた場合、8月12日（火）14時から市役所2階201会議室で公開抽選を行います。

本 保険医療課 ☎(21) 2131　大 生活環境課 ☎(43) 9216
藤 生活環境課 ☎(62) 0903　都 生活環境課 ☎(29) 1102
西 生活環境課 ☎(92) 0307　岩 生活環境課 ☎(55) 7762